

第 1 2 号 議 案

令和 4 年度愛知県港湾整備事業特別会計予算

令和 4 年度愛知県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,019,254千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(県債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 県債」による。

令和 4 年 2 月 1 7 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,155,280
	1 使用料	1,155,280
2 財産収入		2
	1 財産運用収入	1
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		82,543
	1 一般会計繰入金	82,543
4 繰越金		133,481
	1 繰越金	133,481
5 諸収入		671,948
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 県預金利子	1

	3 雑	入	6 7 1,9 4 6
6 県	債		1,9 7 6,0 0 0
	1 県	債	1,9 7 6,0 0 0
歳 入 合 計			4,0 1 9,2 5 4
歳 出			
款	項		金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費			4,0 1 9,2 5 4 <small>千円</small>
	1 港 湾 整 備 事 業 費		3,2 3 0,1 8 2
	2 公 債 費		7 8 9,0 7 2
歳 出 合 計			4,0 1 9,2 5 4

第2表 県 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 港 湾 施 設 整 備 費	千円 1,976,000	普通貸借又は債券発行	% 9.0以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないうで借り換えることができる。
合 計	1,976,000			

第 1 3 号 議 案

令和 4 年度愛知県県営住宅管理事業特別会計予算

令和 4 年度愛知県の県営住宅管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,317,707千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 1 7 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 14,240,325
	1 使用料	14,240,325
2 国庫支出金		559,476
	1 国庫補助金	559,476
3 財産収入		17,911
	1 財産運用収入	17,165
	2 財産売却収入	746
4 繰入金		1,149,278
	1 一般会計繰入金	1,149,278
5 繰越金		303,000
	1 繰越金	303,000
6 諸収入		47,717

	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 県預金利子	33
	3 雑入	47,683
歳入	合計	16,317,707
歳出		
款	項	金額
1 県営住宅管理事業費		16,317,707 <small>千円</small>
	1 県営住宅管理費	9,922,782
	2 公債費	6,389,925
	3 予備費	5,000
歳出	合計	16,317,707





第14号議案

令和4年度愛知県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度愛知県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間患者数

区 分	がんセンター	精神医療 センター	小児保健医療 総合センター	計
入 院	142,350 <sup>人</sup>	75,190 <sup>人</sup>	49,640 <sup>人</sup>	267,180 <sup>人</sup>
外 来	147,258	62,694	94,041	303,993

2 一日平均患者数

区 分	がんセンター	精神医療 センター	小児保健医療 総合センター	計
入 院	390 <sup>人</sup>	206 <sup>人</sup>	136 <sup>人</sup>	732 <sup>人</sup>
外 来	606	258	387	1,251

3 建設改良計画

(1) 建設改良工事 267,649千円

(2) 資産購入 1,598,923千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中その他特別損失（がんセンター旧看護師宿舎解体撤去費用）415,712千円の財源の一部に充てるため、企業債415,500千円を借り入れる。

収 入	
第1款 病院事業収益	43,901,694千円
第1項 医療収益	36,643,131千円
第2項 医療外収益	7,232,861千円
第3項 特別利益	25,702千円
支 出	
第1款 病院事業費	43,402,124千円
第1項 医療費用	42,401,811千円
第2項 医療外費用	552,724千円
第3項 特別損失	437,589千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,250,494千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,977,435千円
第1項 企業債	1,179,600千円
第2項 他会計負担金	1,679,842千円
第3項 他会計補助金	163千円
第4項 雑収入	117,830千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	4,227,929千円
第1項 建 設 改 良 費	267,649千円
第2項 資 産 購 入 費	1,598,923千円
第3項 企 業 債 償 還 金	2,361,357千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 起 債 の 目 的 | 建設改良費、資産購入費及び公営企業施設等整理債  |
| 2 限 度 額     | 1,595,100千円  |
| 3 起 債 の 方 法 | 普通貸借又は債券発行   |
| 4 利 率       | 9.0%以内   |
| 5 償 還 の 方 法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 16,927,380千円
- 2 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業費及び資産購入費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、100,656千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	画 像 保 存 通 信 装 置	一 式

令和4年2月17日提出

愛知県知事 大村秀章

第15号議案

令和4年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団

2 年間総給水量 427,000,000m<sup>3</sup>

3 一日平均給水量 1,169,863m<sup>3</sup>

4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	設楽ダム建設事業負担金	事業費	2,099,649千円
(2) 浄水場関係建設事業	尾張西部浄水場、上野浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	3,843,216千円
(3) 施設改良事業		事業費	8,628,478千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	35,213,532千円
第1項 営業	収	益	31,565,678千円
第2項 営業外	収	益	3,647,854千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	32,576,713千円
第1項 営業	費	用	28,309,358千円
第2項 営業外	費	用	4,264,355千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,908,795千円は、当年度分損益勘定留保資金3,841,498千円、過年度分留保資金13,409,297千円及び減債積立金2,658,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	6,071,002千円
第1項 企業債	2,648,000千円
第2項 国庫支出金	699,883千円
第3項 工事負担金	7,062千円
第4項 受託事業収入	10,109千円
第5項 他会計出資金	2,587,060千円
第6項 他会計補助金	118,886千円
第7項 雑収入	2千円

支 出

第1款 資本的支出	25,979,797千円
第1項 建設改良費	15,353,657千円
第2項 建設利息	115,299千円
第3項 償還金	10,505,841千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
蒲郡浄水場始め6施設維持管理業務委託	令和5年度から 令和8年度まで	3,960千円
豊橋広域調整池建設工事	令和5年度	44,859千円
豊橋城下線電気防食設備調査業務委託	令和5年度	20,000千円
名港導水路移設工事	令和5年度	300,000千円
犬山浄水場沈澱池機械設備改良工事	令和5年度	515,000千円
犬山浄水場防護柵改良工事	令和5年度	13,819千円
尾張西部浄水場電気設備改良工事	令和5年度	552,016千円
尾張西部浄水場活性炭注入設備改良工事	令和5年度から 令和6年度まで	547,822千円
尾張西部浄水場ポンプ設備改良工事	令和5年度	579,500千円
木曾川供給点始め3施設計装設備改良工事	令和5年度	7,831千円
鶉戸川水管橋移設工事	令和5年度	74,424千円
尾張水道事務所電気設備改良工事	令和5年度	84,000千円
尾張東部浄水場耐震補強工事	令和5年度から 令和6年度まで	520,523千円

知多浄水場始め2浄水場耐震補強工事	令和5年度	198,514千円
知多浄水場薬品注入設備改良工事	令和5年度から 令和6年度まで	628,650千円
豊田取水口始め4施設水質計器改良工事	令和5年度	10,164千円
豊田浄水場流量調節弁改良工事	令和5年度	115,000千円
豊田浄水場ポンプ設備改良工事	令和5年度	258,540千円
豊田第1供給点始め4施設計装設備改良工事	令和5年度	10,663千円
刈谷第3供給点減圧弁改良工事	令和5年度	7,600千円
岡崎線排水管布設工事	令和5年度	2,200千円
豊川浄水場薬品注入設備改良工事	令和5年度	720,947千円
水道災害活動拠点築造工事	令和5年度	103,651千円
犬山浄水場薬品注入設備改良調査業務委託	令和5年度	36,000千円
尾張西部浄水場電気設備改良調査業務委託	令和5年度	24,000千円
豊田三好ヶ丘線始め3送水管電気防食設備改良調査業務委託	令和5年度	13,000千円
上野浄水場ポンプ設備改良調査業務委託	令和5年度	10,903千円
豊田浄水場電気設備改良調査業務委託	令和5年度	73,568千円



幸田浄水場沈澱池改良調査業務委託	令和5年度	36,000千円
幸田浄水場電動弁改良調査業務委託	令和5年度	13,000千円
幸田浄水場管理本館改良調査業務委託	令和5年度	12,000千円
豊橋南部浄水場第3導水管路調査業務委託	令和5年度	8,094千円
豊橋浄水場整備等事業調査業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	65,100千円
渥美線送水管路調査業務委託	令和5年度	15,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設事業費及び施設費
- 2 限度額 2,648,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |             |
|---------|-------------|
| 1 職員給与費 | 2,441,410千円 |
| 2 交際費   | 74千円        |

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息並びに建設事業費及び施設費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、260,560千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,221,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

愛知県知事 大村 秀章

第16号議案

令和4年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	給水事業所数	373か所		
2	年間総給水量	437,892,408m <sup>3</sup>		
3	一日平均給水量	1,199,705m <sup>3</sup>		
4	主要な建設改良事業			
(1)	愛知用水工業用水道第4期事業	尾張東部浄水場関係建設工事	事業費	185,520千円
(2)	東三河工業用水道第2期事業	豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	837,570千円
(3)	豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	433,369千円
(4)	施設改良事業		事業費	7,974,952千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	事業	収益	15,751,211千円
第1項	営業	収益	13,978,634千円
第2項	営業	外収益	1,772,577千円
	支	出	
第1款	事業	費	13,211,717千円
第1項	営業	費用	12,392,346千円

第2項 営業外費用 816,371千円

第3項 予備費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,550,116千円は、当年度分損益勘定留保資金4,288,270千円、過年度分留保資金4,016,846千円、減債積立金1,682,000千円及び建設改良積立金563,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 6,010,654千円

第1項 企業債 3,933,000千円

第2項 国庫支出金 782,400千円

第3項 工事負担金 76,071千円

第4項 他会計出資金 1,115,866千円

第5項 他会計借入金 103,315千円

第6項 雑収入 2千円

支 出

第1款 資本的支出 16,560,770千円

第1項 建設改良費 9,563,064千円

第2項 建設利息 4,360千円

第3項 償還金 6,988,346千円

第4項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
蒲郡浄水場始め6施設維持管理業務委託	令和5年度から 令和8年度まで	41,272千円
豊橋南部浄水場ポンプ設備設置工事	令和5年度	177,790千円
豊橋南部浄水場排水処理設備設置工事	令和5年度	76,455千円
豊橋臨海第3幹線始め2配水管布設工事	令和5年度から 令和6年度まで	1,725,360千円
田原4区1号支線始め2配水管布設工事	令和5年度	107,200千円
尾張東部浄水場導水設備改良工事	令和5年度から 令和6年度まで	544,267千円
知多浄水場沈澱池機械設備改良工事	令和5年度	135,000千円
上野浄水場幹線電気防食設備改良工事	令和5年度	27,604千円
九号地線配水管布設工事	令和5年度	64,000千円
臨海西線配水管布設工事	令和5年度	135,000千円
臨南3区線配水設備改良工事	令和5年度	32,522千円
愛知用水工業用水道事業始め2事業自動検針管理システム改良工事	令和5年度	226,435千円
豊田取水口始め4施設水質計器改良工事	令和5年度	3,630千円

安城浄水場遠隔監視制御設備改良工事	令和5年度	3,140千円
安城浄水場沈澱池機械設備改良工事	令和5年度から 令和7年度まで	1,340,276千円
安城浄水場計装設備改良工事	令和5年度	22,954千円
安城浄水場電気設備改良工事	令和5年度	84,029千円
安城浄水場空調設備改良工事	令和5年度	24,017千円
第2北部幹線配水管布設工事	令和5年度から 令和7年度まで	2,014,550千円
吉良線配水管布設工事	令和5年度	104,930千円
尾張西部浄水場電気設備改良工事	令和5年度	139,984千円
尾張水道事務所電気設備改良工事	令和5年度	28,000千円
安城浄水場ポンプ室改良調査業務委託	令和5年度	10,043千円
第1刈谷線第1号支線配水管路調査業務委託	令和5年度	31,191千円
東浦線配水管路調査業務委託	令和5年度	29,396千円
安城東線配水管路調査業務委託	令和5年度	9,108千円
三好幹線配水管路調査業務委託	令和5年度	8,859千円
豊橋南部浄水場第3導水管路調査業務委託	令和5年度	4,645千円

豊橋南部浄水場沈澱池機械設備改良調査業務委託	令和5年度	5,368千円
蒲郡浄水場沈澱池機械設備改良調査業務委託	令和5年度	6,655千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 愛知用水工業用水道第4期事業費、東三河工業用水道第2期事業費、豊川用水2期関連事業費及び施設費  |
| 2 限度額   | 3,933,000千円  |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行   |
| 4 利率    | 9.0%以内   |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 803,850千円 |
|---------|-----------|

2 交 際 費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、224,535千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、167,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章



第17号議案

令和4年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	278,800㎡
2 買収宅地	400,000㎡
3 宅地造成	20,200㎡

三河港

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収益		16,375,390千円
第1項 営業	収益		16,282,177千円
第2項 営業外	収益		93,213千円
	支	出	
第1款 事業	費用		11,829,897千円
第1項 営業	費用		11,245,436千円
第2項 営業外	費用		581,461千円
第3項 予備	費用		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額27,634,715千円は、過年度分留保

資金22,852,715千円及び減債積立金4,782,000千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	30,887,952千円
第1項 企 業 債	26,000,000千円
第2項 宅 地 売 却 前 受 金	4,547,272千円
第3項 受 託 事 業 収 入	340,678千円
第4項 雑 収 入	2千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	58,522,667千円
第1項 宅 地 造 成 費	13,436,769千円
第2項 建 設 利 息	96,898千円
第3項 償 還 金	44,984,000千円
第4項 予 備 費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
幸田須美地区造成工事	令和5年度から 令和7年度まで	1,457,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 用地造成事業費

- 2 限 度 額 6,000,000千円
- 3 起 債 の 方 法 普通貸借又は債券発行
- 4 利 率 9.0%以内
- 5 償 還 の 方 法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職 員 給 与 費 669,560千円
- 2 交 際 費 74千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	工 業 用 地	400,000㎡

## 2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	143,000㎡	売 却
建物その他の工 作物	公 共 用 施 設	5か所	譲 与

令和4年2月17日提出

愛知県知事 大村 秀章

第18号議案 令和4年度愛知県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度愛知県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 流域関連市町数 豊川市始め39市町
- 2 年間総処理水量 279,360,000m<sup>3</sup>
- 3 一日平均処理水量 765,369m<sup>3</sup>
- 4 主要な建設改良事業

建設事業	矢作川流域下水道関係建設工事	事業費	13,934,053千円
------	----------------	-----	--------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	事業収益	30,776,496千円
第1項	営業収益	14,403,147千円
第2項	営業外収益	16,373,349千円
支 出		
第1款	事業費	33,166,245千円
第1項	営業費用	29,042,768千円
第2項	営業外費用	4,115,977千円
第3項	予備費	7,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,539,278千円は、当年度分損益勘定留保資金3,883,538千円、過年度分留保資金578,915千円、繰越利益剰余金処分額7,265千円及び建設改良積立金69,560千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	18,449,497千円
第1項 企業債	7,009,000千円
第2項 国庫支出金	8,187,979千円
第3項 建設負担金	1,724,428千円
第4項 受託事業収入	3,532千円
第5項 他会計出資金	1,524,556千円
第6項 雑収入	2千円
支 出	
第1款 資本的支出	22,988,775千円
第1項 建設改良費	13,977,001千円
第2項 償還金	9,004,274千円
第3項 予備費	7,500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
矢作川流域下水道事業処理場建設工事	令和5年度	850,000千円

矢作川流域下水道事業処理場建設工事	令和5年度から 令和6年度まで	675,000千円
境川流域下水道事業処理場建設工事	令和5年度	665,000千円
境川流域下水道事業処理場建設工事	令和5年度から 令和6年度まで	750,000千円
衣浦西部流域下水道事業処理場建設工事	令和5年度から 令和6年度まで	1,405,000千円
衣浦東部流域下水道事業処理場建設工事	令和5年度	795,000千円
衣浦東部流域下水道事業処理場建設工事	令和5年度から 令和6年度まで	650,000千円
豊川流域下水道事業管きょ布設工事	令和5年度	50,000千円
豊川流域下水道事業処理場建設工事	令和5年度	120,000千円
五条川左岸流域下水道事業処理場建設工事	令和5年度	1,485,000千円
五条川右岸流域下水道事業処理場建設工事	令和5年度	400,000千円
五条川右岸流域下水道事業処理場建設工事	令和5年度から 令和6年度まで	1,400,000千円
新川西部流域下水道事業管きょ布設工事	令和5年度	264,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設事業費、資本費平準化債及び借換債
- 2 限度額 7,009,000千円

- |         |  |
|---------|--|
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行   |
| 4 利率    | 9.0%以内   |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 926,578千円

(他会計からの補助金)

第10条 管渠・ポンプ場・処理場費、総係費、減価償却費及び支払利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,209,148千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち7,265千円は、次のとおり処分するものと定める。

第4条資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん

令和4年2月17日提出

愛知県知事 大村 秀 章